

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

○令和四年度における共同募金の実施  
期間を定める件（厚生労働二八五）

○厚生労働省告示第二百八十五号  
社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第  
百十二条の規定に基づき、令和四年度における共  
同募金の実施期間を令和四年十月一日から令和五  
年三月三十一日までと定めたので、社会福祉法施  
行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）第三  
十五条の規定に基づき、告示する。  
令和四年九月十四日

厚生労働大臣臨時代理  
国務大臣 小倉 將信